

第 9 回石川町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 令和 2 年 8 月 1 7 日 (月) 午後 1 時 3 0 分

2. 招集場所 石川町役場 3 階 議場

3. 議案

(1) 議案第 3 7 号

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定の件

(2) 議案第 3 8 号

現況確認証明に対する意見決定の件

(3) 議案第 3 9 号

農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

(4) 議案第 4 0 号

農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

(5) 議案第 4 1 号

農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想変更案に対する意見決定の件

(6) 議案第 4 2 号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

(7) 議案第 4 3 号

和解の仲介に対する意見決定の件

出席委員

農業委員 8名

1番 佐川 修一 2番 根本 常和 3番 近内 貞夫
4番 金沢 和則 5番 芳賀 正幸 7番 緑川 喜友
8番 仲田 昌勝 9番 遠藤 武重

農地利用最適化推進委員 コロナ対策のため招集なし。

欠席委員 6番 緑川 一男

事務局 事務局長 武藤 伝
農地管理係長 三瓶 桂治
書記 矢内 康裕

- ・議長 本日の出席は8名です。6番緑川一男委員より欠席の連絡がありました。定足数に達しておりますので、只今より第9回石川町農業委員会総会を開きます。
それでは議事録署名人の選出ですが、議長指名でご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
異議ないものと認め、3番 近内貞夫委員 4番 金沢和則委員を指名いたします。
 - ・事務局長 議案に入ります前に議案書について差替え及び追加があります。はじめに議案書1ページの差替えをお願いします。
次に議案第43号を追加します。内容については後ほど議案のときに説明いたします。以上です。
-

(1) 議案第37号

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件

- ・議長 それでは議事に入ります。議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する意見決定の件を議題といたします。事務局の説明を求めます。
- ・事務局長 (議案朗読)
なお、申請番号1から3につきましては、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当していないことを報告いたします。
- ・議長 農地法第3条第1項番号1を調査した仲田昌勝委員に報告を求めます。
- ・仲田昌勝委員 3条1項1番の所有権移転調査結果を報告いたします。
8月9日、日曜日午前8時から譲受人〇〇〇〇、譲渡人〇〇〇〇、最適化推進委員齋藤英幸さん、南條博さんに立会を頂き私を含めた5人で現地確認を実施いたしました。
当該地は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から約300m〇〇〇〇〇〇方面へ向かった〇〇〇〇〇〇〇〇に面した土地をさらに南側の河川を超えた土地です。土地の表示は〇〇〇〇〇〇〇〇、地目 田、地積562㎡と、同地〇〇〇〇〇〇〇〇、地目 田、地積370㎡の土地です。

譲受人は住所〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業〇〇〇〇です。譲渡人は住所〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業〇〇〇〇です。移転事由は交換による所有権移転です。

当該地は、譲渡人〇〇〇〇が水稻栽培をしておりましたが、自宅から遠いのと、河川を渡る橋が老朽化しており農機具の移動が困難なことから水稻栽培を断念し、農地として管理していましたが、譲受人〇〇〇〇から自宅から近く、現在耕作している野菜畑と隣接しており野菜畑として利用したいとの話があり、譲渡人の近くに譲受人の土地があり交換条件が一致したことから今回の申請となりました。譲受人は交換後野菜栽培畑として利用、農地として管理していくとのことです。

以上調査した結果、この案件は問題ないと考えられますので皆様方の審議よろしくをお願いします。

- ・議長 只今報告のあった、農地法第3条第1項番号1について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 異議のないものと認め、議案第37号 農地法第3条第1項番号1について承認するものと決定いたします。

続きまして農地法第3条第1項番号2を調査されました仲田昌勝委員に報告を求めます。

- ・仲田昌勝委員 3条1項2番の所有権移転調査結果を報告いたします。

8月9日、日曜日午前8時30分から譲受人〇〇〇〇譲渡人〇〇〇〇最適化推進委員齋藤英幸さん、南條博さんに立会を頂き私を含めた5人で現地確認を実施いたしました。

当該地は〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇に向かって約30mの〇〇〇〇〇〇〇〇〇南側に面した3筆一帯の土地です。土地の表示は〇〇〇〇〇〇〇〇、地目 田、地積186㎡、同地〇〇〇〇〇〇〇〇、地目 田、地積217㎡、同地〇〇〇〇〇〇〇〇、地目 田、地積415㎡、同地〇〇〇〇〇〇〇〇、地目 田、地積317㎡の土地です。

譲受人は住所〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業〇〇〇〇です。譲渡人は住所〇〇〇〇〇〇〇〇、氏名〇〇〇〇、職業〇〇〇〇です。移転事

由は交換による所有権移転です。

当該地は譲渡人〇〇〇〇が、水稻栽培をやめてからは除草などにより農地として管理していましたが、今回譲受人〇〇〇〇から自宅に近く管理が容易とのことから農地として利用したく、番号1の案件と交換条件が一致したことから今回の申請となりました。現況畑であり野菜畑として管理されており今後も野菜栽培畑として利用していきたいとのことです。

以上、調査した結果この案件は問題ないと思われまますので皆様方の審議よろしくお願ひします。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号2の件について何かご意見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

・議 長 異議のないものと認め、議案第37号 農地法第3条第1項番号2について承認するものと決定いたします。

続きまして農地法第3条第1項番号3を調査されました根本常和委員に報告を求めます。

・根本常和委員 農地法第3条第1項3番、譲渡人〇〇〇〇、譲受人〇〇〇〇との件を調査した結果を報告いたします。

去る8月11日午前9時より、代理人の〇〇〇〇、事務局の三瓶係長と矢内さん、譲渡人の〇〇〇〇、最適化推進委員の根本浩一さんと私の6人で現場の確認を行いました。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇〇〇に向かい〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇を右折し500mほど行き、〇〇〇〇〇〇〇〇を左折し、300mほど先を左折し、200m先をさらに左折し200m行った左側の〇〇〇〇〇〇〇〇の12、22㎡の地目畑です。

この農地は、譲受人〇〇〇〇の畑と隣接地であり、野菜の作付をしていくとのことです。周りは宅地と畑です。兄弟間の所有権移転ですので、特別支障があるとは思えません。

以上調査した結果、この案件は問題ありませんので皆様方のご審議のほどよろしくお願ひします。

・議 長 只今報告のありました農地法第3条第1項番号3の件について何かご意

見等ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議 長 異議のないものと認め、議案第37号 農地法第3条第1項番号3について承認するものと決定いたします。
-

(2) 議案第38号

現況確認証明に対する意見決定の件

- ・議 長 次に議案第38号 現況確認証明に対する意見決定の件を議題とします。事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

- ・議 長 只今説明のありました現況確認証明について調査した金沢和則委員に報告を求めます。

- ・金沢和則委員 議案第38号現況確認証明に関してですけれども、今回現況確認証明で出ましたけれども、2筆は先月3条で1度出たものでその時に現地調査しておりますので今回は特段の調査はしておりませんが、当時7月11日午前9時半より農地法3条という事で調査に入ったのですけれども、調査担当は私と遠藤委員長と推進委員の小池さんでその時〇〇〇〇は譲受人の方に委任するという事で、譲受人が〇〇〇〇という事で立ち会っております。当時3条許可申請4筆出たのですけれども、そのうちの2筆が現況を見た感じで農地ではないので3条からは除外という事で進めてきました。除外した2筆が今回現況確認証明ということで出ています。

〇〇〇〇〇〇〇〇の土地ですが、〇〇〇〇〇〇〇〇から南西へ1kmほど行った〇〇〇〇〇〇〇〇を渡ってすぐのところ現在空き家になっている住宅の北側及び西側で住宅を囲むようになっております。ほぼ大部分が法面で申請のとおり現況は原野ということで問題ないと思います。

〇〇〇〇〇〇〇〇の土地ですが〇〇〇〇〇〇〇〇から西の方へおよそ250m行ったところですがけれども、現況はまさに山林ということで農地への復旧は不可能という状況になっております。

以上今回の現況確認申請について申請のとおり認めることについて問題はないものと思われまますので皆様方のご審議よろしくお願ひします。

- ・議 長 只今報告のありました現況確認証明について、何かご意見等ございませ

んか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 異議のないものと認め、議案第38号 現況確認証明に対する意見決定の件について承認するものと決定いたします。
-

(3) 議案第39号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

- ・議長 次に議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- ・事務局長 (議案朗読)
- ・議長 只今説明のあった農用地利用集積計画について何かご意見等ございませんか。
- ・金沢和則委員 ○○○○は親子ですか。
- ・農地管理係長 親子関係です。
- ・金沢和則委員 ○○○○は○○○○○○○○に住んでいるという事ですが新規就農者でしょうか。
- ・農地管理係長 新規就農者です。元々○○○○のお兄さんが父親から年金の関係で経営移譲されていたのですが、ご病気により農業を続けることが困難となったため新たに○○○○が農業を始めることになりました。
- ・金沢和則委員 3条ではなくあえて利用権設定で行った理由は何でしょうか。
- ・農地管理係長 特段3条でやらなかった理由というものはありません。今までも年金で受給されている方については集積計画でやる方が多かったので今回についても集積計画でやらせていただきました。
- ・金沢和則委員 利用権設定もいいですけども管理がしっかりされていないと更新のし忘れで年金の停止や返還が起きてしまうケースがままあるので注意していただきたい。
- ・農地管理係長 金沢委員のおっしゃる通り集積計画で利用権を設定しますと10年で設定した場合10年でピタッと終わってしまいますのでうっかり忘れてしまつて集積計画が切れてしまうという事はあると思いますが、今回使用貸

借という事ですので3条でやっても切れてしまうと思います。賃借の場合ですと3条の場合解約するとしなない限りは続きます。どちらにしても10年後に期限が切れる際に更新のし忘れがないように注意しながらご案内していくようにします。

・議 長 そのほかございませんか。
 （「異議なし」の声あり）

・議 長 異議のないものと認め議案第39号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。

（4）議案第40号

農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件

・議 長 次に議案第40号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件を議題といたします。

 事務局の説明を求めます。

・事務局長 （議案朗読）

・議 長 只今説明があった農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件について何かご意見等ございませんか。

 （「異議なし」の声あり）

・議 長 異議ないものと認め、議案第40号 農地中間管理事業に係る農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の諮問に対する意見決定の件については承認するものと決定いたします。

（5）議案第41号

農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想変更案に対する意見の決定の件

・議 長 次に議案第41号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想案に

対する意見の決定の件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

- ・ 事務局長 (議案朗読)
 - ・ 議長 只今説明のあった農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想変更案に対する意見の決定の件について何かご意見等ございませんか。
 - ・ 金沢和則委員 どこが変更になったかわかりづらいので変更箇所を変更前と変更後で出してほしいです。
 - ・ 事務局長 金沢委員のおっしゃる通り、変更箇所に下線を付けるなり新旧対照表をつけるといった配慮が欠けていたことをお詫び申し上げます。次回につきましてはそのような対応を取らせていただきますので、今回については基本的な構想の中身を見ていただければと思います。
 - ・ 議長 そのほかありませんか。
(「異議なし」の声あり)
 - ・ 議長 異議ないものと認め、議案第41号 農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想変更案に対する意見の決定については承認するものと決定いたします。
-

(6) 議案第42号

荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件

- ・ 議長 次に議案第42号荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定の件を議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- ・ 事務局長 (議案朗読)
- ・ 議長 只今説明のありました荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、一括で審議することに何かご意見等ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- ・ 議長 それでは荒廃農地に係る非農地判断に対する意見決定について、何かご意見等ございませんか。決定についてご意見等がある場合は議案書の番号を述べてから発言されますようお願いいたします。
(「異議なし」の声あり)
- ・ 議長 異議のないものと認め、議案第42号 荒廃農地に係る非農地判断に対

する意見決定の件について番号1から番号70を一括して承認するものと決定いたします。

(7) 議案第43号

和解の仲介に対する意見決定の件

- ・議長 次に議案第43号 和解の仲介に対する意見決定の件についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

- ・事務局長 (議案朗読)

農地法第25条第1項に「農業員会は農地又は採草放牧地の利用関係の紛争に農林水産省で定める手続きに従い、当事者又は一方から和解の仲介の申し立てがあったときは、和解の仲介を行う。」と規定されています。今回申立人により農地に近接する山林から雨が降ると土砂が流出してくると申し立てがありましたので、本総会において農業委員会として和解の仲介を行うかを審議していただきます。

なお、和解の仲介を行う旨の決定を受けた後に農地法第25条第2項により「農業委員会による和解の仲介は、農業委員会の委員のうちから農業委員会の会長が事件ごとに指名する3人の仲介委員によって行う。」と規定されていますので、仲介委員3人を会長より指名していただき仲介を行います。仲介については仲介委員で行うことになります。

- ・議長 只今説明のあった和解の仲介の申し立てについて何かご意見等ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ・議長 異議ないものと認め、議案第43号 和解の仲介に対する意見決定の件について承認し和解の仲介を行うことと決定いたします。

それでは、本仲介に関して仲介委員を指名します。金沢委員お願いします。緑川喜友委員お願いします。仲田委員お願いします。それでは以上の3名を仲介委員として指名しますのでよろしくお願いします。

なお、このあと総会終了後仲介委員の打合せを行います。

以上で本日提案されました議案は、すべて終了いたしました。これで本日の会議を閉じます。

午後2時14分

この議事録は書記が作成したもので、その内容に相違ないことを証するため署名する。

令和2年8月17日

石川町農業委員会

石川町農業委員会長 _____

議事録署名人 _____ 3番

_____ 4番